

熊本県公報

目次

告示	特定計量器定期検査	(商工政策課)	一
	身体障害者福祉法による医師の指定	(障害保健福祉課)	二
	身体障害者福祉法による医療機関の指定	" "	二
公告	大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課)	三
	大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村意見	" "	三
	登載依頼	" "	三
	熊本県個人情報保護制度審議会の会議の開催 (熊本県個人情報保護制度審議会)	(人事委員会)	四
	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	" "	四
	熊本県職員等の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	" "	四
	熊本県職員等の給料月額額の調整額に関する規則の一部を改正する規則	" "	五
	熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則	" "	五
	熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程	" "	六
	熊本県職員の勤務時間・休暇等に関する規則の一部を改正する規則	" "	一

告示

熊本県告示第四百三十三号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、宇土郡市、下益城郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成十四年二月二十五日

熊本県知事 潮谷 義子

一 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
不知火町	平成十四年四月八日	午前十時から午後三時まで	不知火町農業就業センター	非自動ばかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く)、分銅及びおもり
不知火町	平成十四年四月九日	午前十時から午後三時まで	不知火町役場	
三角町	平成十四年四月十日	午後三時まで	三角町民センター	
三角町	平成十四年四月十一日	午前十時から午後三時まで	三角町民センター	
宇土市	平成十四年四月十五日	午後	宇土市役所網田支所	
宇土市	平成十四年四月十五日	午後一時半から午後三時まで	宇土市役所網田出張所	
宇土市	平成十四年四月十六日	午後三時まで	宇土市役所	
宇土市	平成十四年四月十七日	午前十時から午後三時まで	宇土市役所	
松橋町	平成十四年四月十八日	午後三時まで	松橋町役場	
松橋町	平成十四年四月十九日	午前十時から午後三時まで	松橋町役場	
小川町	平成十四年四月二十二日	午前十時から午後三時まで	小川町役場	

小川町	平成十四年四月二十三日	午前十時から午後三時まで	小川町役場
砥用町	平成十四年四月二十四日	午前十時から午後三時まで	砥用町勤労者体育センター
砥用町	平成十四年四月二十五日	午前十時から正午まで	砥用町役場三本松出張所
豊野町	平成十四年四月二十六日	午前十時から午後三時まで	豊野町役場
城南町	平成十四年五月八日	午前十時から午後三時まで	城南町福祉センター
城南町	平成十四年五月九日	午前十時から午後三時まで	城南町福祉センター
中央町	平成十四年五月十日	午前十時から午前十一時半まで	J A熊本宇城佐俣支所
中央町	平成十四年五月十日	午後一時から午後三時まで	中央町役場
富合町	平成十四年五月十三日	午前十時から午後三時まで	富合町雁回館
富合町	平成十四年五月十四日	午前十時から午後三時まで	富合町雁回館

一一 所在場所検査

実施 期 日	実施 場 所
平成十四年四月八日から平成十四年五月十四日まで	特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号から第五号に定めるものにあつては、その計量器の所在場所

熊本県告示第四百四十四号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成十四年二月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師指名	指 定 年 月 日	医 療 機 関 及 び そ の 所 在 地
整形外科	大宮 伸二	平成十四年二月十五日	阿蘇町国民健康保険阿蘇中央病院
リハビリテーション科	田島 徹	平成十四年二月十五日	阿蘇郡阿蘇町黒川一七七八
外科	池上 克徳	平成十四年二月十五日	山鹿市立病院
泌尿器科	津崎祥一郎	平成十四年二月十五日	山鹿市山鹿五一
泌尿器科	原 一正	平成十四年二月十五日	健康保険人吉総合病院
神経内科	原 暁生	平成八年一月二十五日	健康保険人吉総合病院
外科	永吉 正和	昭和五十九年十二月二十六日	山鹿市山鹿一〇〇〇 国民健康保険河浦町立病院 天草郡河浦町白木河内二三三一

熊本県告示第四百四十五号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第二項に規定する医療機関を次のとおり指定した。

平成十四年二月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す べ き 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
野の花薬局	阿蘇郡阿蘇町小里二五〇―四	調剤	平成十四年二月十五日
やつしろ調剤薬局	八代市通町五―一二	調剤	平成十四年二月十五日
本町調剤薬局	八代市本町一―七―六五	調剤	平成十四年二月十五日
よこて調剤薬局	八代市横手新町一―三	調剤	平成十四年二月十五日
大村調剤薬局	八代市大村町七二六―四	調剤	平成十四年二月十五日

ふるしる調剤薬局	八代市古城町一七〇八一	調剤	平成十四年 二月十五日
大手町薬局	八代市大手町二一〇一三	調剤	平成十四年 二月十五日
林田薬局	八代市興善寺町一九二二	調剤	平成十四年 二月十五日
きむら調剤薬局	八代郡千丁町吉王丸一五九七	調剤	平成十四年 二月十五日
堤薬局	八代郡鏡町鏡町五三	調剤	平成十四年 二月十五日
新光調剤薬局	八代郡鏡町下有佐四五六	調剤	平成十四年 二月十五日
薬局平和調剤古賀町店	水俣市古賀町二二三二八	調剤	平成十四年 二月十五日

公 告

熊本県公告第百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成十四年二月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニコニコ堂日吉店

熊本市日吉一八二二

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻午前十時 閉店時刻午後九時

変更後 二十四時間営業（ニコニコ堂のみ）

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時から午後十時まで

変更後 二十四時間

三 変更する年月日

平成十四年二月二十五日

四 変更に係る事項以外の届出事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
（株）ニコニコ堂ほか一

2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、二五七平方メートル

3 駐車場の収容台数

三二台

4 駐車場の収容台数

三〇台

5 荷さばき施設の面積

八〇平方メートル

6 廃棄物等の保管施設の容量

三六立方メートル

7 駐車場の自動車の出入口の数

一か所

8 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

五 届出年月日

平成十四年二月十三日

六 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成十四年二月二十五日から平成十四年六月二十四日まで

熊本県公告第百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により熊本市から意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十四年二月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

熊本県知事 潮 谷 義 子

二 新外ショッピングセンター 熊本市健軍町二七二六
市町村意見の概要

届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。

三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本市商工観光労働部商工政策課

平成十四年二月二十五日から平成十四年三月二十四日まで

登 載 依 頼

熊本県個人情報保護制度審議会公告第一号

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成十四年二月二十五日

熊本県個人情報保護制度審議会

会長 野 口 敏 夫

一 日時

平成十四年三月六日(水)

午前十時から正午まで

二 会場

熊本県熊本市水前寺公園二十八番五十一号

熊本テルサ二階研修室A

三 会議概要

1 熊本県個人情報保護条例第七条(収集の制限)第二項第七号に係る例外事項の審議

2 熊本県個人情報保護条例第九条(オンライン結合による提供)第二項に係る例外事項の審議

3 報告事項

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができません。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県個人情報保護制度審議会事務局(熊本県総務部私学文書課県政情報室)

(電話〇九六―三八三―一一一 内線三二〇五、三三二〇)

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年二月二十五日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会規則第二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年熊本県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第五条中、「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に改める。

第七条第一項中、「聾学校」を「聾学校」に、「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年三月一日から施行する。ただし、第七条第一項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年二月二十五日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会規則第三号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年熊本県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一(その六)「医療職給料表(三)級別標準職務表第一号中「准看護婦又は准看護士」

を「准看護師」に改め、同表第二号イ中「看護婦、看護士、保健婦又は保健士」を「看護

師又は保健師」に改め、同表第二号口中「准看護婦又は准看護師」を「准看護師」に改める。

別表第一(その八)教育職給料表(二)級別標準職務表第一号口中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

別表第二(その六)医療職給料表(三)初任給基準表中「保健婦及び助産婦」を「保健師及び助産師」に、「看護婦」を「看護師」に、「准看護婦」を「准看護師」に改め、同表備考第一項を削り、同表備考第二項中「准看護婦又は准看護師の業務に三年以上従事した」とにより保健婦助産婦看護婦法第二十一条第三号の規定に該当した者で保健婦、保健士、助産婦、看護婦又は看護士」を「准看護師の業務に三年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第二十一条第三号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師」に改め、同項を同表備考第一項とし、同表備考第三項中「保健婦、保健士及び助産婦」を「保健師及び助産師」に改め、同項を同表備考第二項とする。

別表第二(その八)教育職給料表(二)初任給基準表中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

別表第三 3 高校卒 三 高校二卒の項(1)中「保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校又は准看護婦養成所」を「保健師助産師看護師法による准看護婦学校又は准看護婦養成所」に改める。

別表第六(その六)医療職給料表(三)級別最低経験年数表中「保健婦、助産婦及び看護婦」を「保健師、助産師及び看護師」に、「准看護婦」を「准看護師」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 本表の適用を受ける保健師、看護師及び准看護師の経験年数は、それぞれ免許取得後のものとする。ただし、保健師及び助産師で看護師免許を有する職員の経験年数は、看護師免許取得後のものとする。ただし、保健師及び助産師で看護師免許を有する職員の経験年数は、看護師免許取得後のものとする。

附 則

この規則は、平成十四年三月一日から施行する。ただし、別表第一(その八)教育職給料表(二)級別標準職務表の改正規定、別表第二(その八)教育職給料表(二)初任給基準表の改正規定及び別表第六(その八)教育職給料表(二)級別最低経験年数表の改正規定は、同年四月一日から施行する。

熊本県職員等の給料月額額の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年二月二十五日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会規則第四号

熊本県職員等の給料月額額の調整額に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の給料月額額の調整額に関する規則(昭和三十二年熊本県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一(こころの医療センター)の項中、「看護婦及び看護師」を「及び看護師」に改め、同表(こども総合療育センター)の項中、「看護婦及び看護師」を「及び看護師」に改め、同表(肥後学園)の項中「看護婦及び看護師」を「看護師」に改め、同表盲学校聾学校養護学校の項を次のように改める。

盲学校	1) 校長	二
聾学校	(2) 教頭、教諭、養護教諭、助教諭、	
養護学校	(3) 養護助教諭、講師及び実習助手	
	寄宿舎指導員	

附 則

この規則は、平成十四年三月一日から施行する。ただし、別表第一盲学校聾学校養護学校の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年二月二十五日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会規則第五号

熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の給与簿に関する規則(昭和三十二年熊本県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「時間外勤務手当等」を「時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当」に、「期末特別手当」を「期末特別手当、特例一時金」に改め、同条第二号中「共済組合掛金」を「共済組合掛金、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年二月二十五日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会告示第一号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程

熊本県職員等の給与簿取扱規程（昭和三十三年熊本県人事委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中、「一般職員給与条例」を「熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和二十六年熊本県条例第二号。以下「一般職員給与条例」という。）」に、「大学教育職員給与条例」を「熊本県立大学教育職員給与に関する条例（昭和二十八年熊本県条例第七十四号。以下「大学教育職員給与条例」という。）」に改め、同条第二項中「県立学校給与条例」を「熊本県立学校職員給与に関する条例（昭和二十九年熊本県条例第十九号。以下「県立学校給与条例」という。）」に、「市町村立学校給与条例」を「熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和二十九年熊本県条例第二十号。以下「市町村立学校給与条例」という。）」に改める。

第十二 「時間外勤務手当」の欄
第十七条第一項第十二号を次のように改める。

勤務実績報告書に基づき次の式により計算された額を記入する。

勤務1時間当たりの給与額 × $\left[\frac{1.25}{1.00} \times \text{勤務実績報告書の時間外勤務の時間数} + \frac{1.25}{1.00} \right]$	1.25	1.25
間数欄の時間数 + $\frac{1.50}{1.00} \times \text{勤務実績報告書の時間外勤務の時間数}$	1.50	1.50
1.35	1.35	1.60
1.00 × 勤務実績報告書の時間外勤務の時間数 + 1.00	1.00	1.00
勤務実績報告書の時間外勤務の時間数欄の時間数 + 1.60	1.60	2.5
勤務実績報告書の時間外勤務の時間数 + 1.00	1.00	1.00
勤務実績報告書の時間外勤務の時間数欄の時間数 + 1.00	1.00	1.00
勤務実績報告書の時間外勤務の時間数 + 1.00	1.00	1.00

100
務の——の並置文書の並置文書
100

第十七条第一項第二十号中「勤勉手当」を「特例一時金」に改め、同項第三十二号を第三十六号とし、第二十三号から第三十一号までを四号ずつ繰り下げ、同項第二十二号中「共済長期掛金及び共済短期掛金」を「共済長期掛金、共済短期掛金、共済介護掛金、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料及び雇用保険料」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第二十一号の次に次の四号を加える。

二十二 「健康保険料」の欄

健康保険法（大正十一年法律第七十号）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に基づく健康保険料の金額を記入する。

二十三 「厚生年金保険料」の欄

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）に基づく厚生年金保険料の金額を記入する。

二十四 「介護保険料」の欄

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に基づく介護保険料の金額を記入する。

二十五 「雇用保険料」の欄

雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）に基づく雇用保険料の金額を記入する。

第十七条第二項第五号を第九号とし、同項第四号中「共済特別掛金」を「共済特別掛金、健康保険特別保険料、厚生年金特別保険料及び雇用保険料」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五 「健康保険特別保険料」の欄

健康保険法又は国民健康保険法に基づく健康保険特別保険料の金額を記入する。

六 「厚生年金特別保険料」の欄

厚生年金保険法に基づく厚生年金特別保険料の金額を記入する。

七 「雇用保険料」の欄

雇用保険法に基づく雇用保険料の金額を記入する。

第十七条第二項第二号中「と「勤勉手当額」を「と「勤勉手当額」の欄及び「特例一時金」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 「特例一時金」の欄

一般職員給与条例附則第十二項又は県立学校給与条例附則第十五項の規定により算定された金額を記入する。
別記第一号様式を次のように改める。

勤務実績報告書

平成 年 月 分

(所属係)

平成 年 月 日提出

印

点検者 記入者

C No.	ページ	記入件数	所	属	名	所属コード
1	2	3	4	5	6	7
2	0					8 9 10 11 12 13

氏名	職員番号	対象	支出科目コード													時間外勤務							休日勤務時間数	夜間勤務時間数	日額待勤・管理職員特別勤務手当	宿日直手当	一時停止等	欠勤等																																																				
			合計コード	基盤コード	8	9	10	11	12	13	125 100 の時間数	150 100 の時間数	135 100 の時間数	160 100 の時間数	25 100 の時間数	100 100 の時間数	60	61	62	63	64	65							66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87																														
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	△	44	45	46	△	47	48	49	△	50	51	52	△	53	54	55	△	56	57	△	58	59	△	60	61	△	62	63	64	65	66	△	67	68	69	70	71	△	72	73	74	75	76	△	77	78	79	80	81	82	83	84	△	85	86	87